道の新たな融資制度の創設などについて

北海道経済部

1 新たな融資制度「経営力強化貸付」の創設

■ 制度の概要

* The distance Time Library Control Co								
資	金	使	途	事業資金				
融	資	金	額	1 億円以内				
融	資	期	間	運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内 (全て据置1年以内)				
融	資	利	率	≪固定金利≫5年以内 年1.3%10年以内 年1.5%≪変動金利≫年1.3%毎資期間3年超に限る)				
信	用	保	証	すべて信用保証協会の保証付きとする				
保	証	料	率	保証料率は国の減免措置(最大0.2%)に加え、北海道信用保証協会による独自引き下げ(最大0.2%)の実施により、通常保証料率より低く設定。				
					本制度適用料率	通常料率		
				責任共有対象	年0.40%~1.57%	年0.45%~1.90%		
				責任共有対象外	年0. 45%~1. 80%	年0.50%~2.20%		
				※信用保証協会の定める要件(担保等)に該当する場合、さらに割り引きあり。				
そ	0	0	他	本貸付(保証)による融資を受けた事業者は四半期に1回、金融 機関に対する経営改善計画の実行状況の報告が義務づけられる。				

■ 制度取扱開始 平成25年2月15日(金)

2 地域中小企業経営力強化特別対策事業

■ 事業の概要

- (1) 緊急相談窓口の設置(全道7カ所)
 - 〇 コーディネーター(14名)
 - → 総合振興局・振興局エリアを担当する専門家を全道ファ所に配置 業務内容
 - ・企業の経営状況の把握・分析、課題の整理
 - ・関係機関と連携し、経営改善・事業再生に向けたコーディネート及び指導・助言
 - 経営サポーター(7名) → 道央(2)、道南、道北、オホーック、十勝、釧路・根室業務内容
 - <u>・窓口</u>での相談対応及びコーディネーター等への引継ぎ
 - ・地域の中小企業や関係機関への訪問等による企業情報の把握・案件発掘 など

(2)地域ごとのネットワークの構築

〇 関係機関の連携強化により、地域において個別企業支援案件を発掘、金融・経営 改善を支援

■ 実施期間 平成25年3月~平成26年2月

【お問い合わせ先】

〇経営力強化貸付 :経済部経営支援局中小企業課金融支援グループ

電話:011-204-5346(直通)

○経営力強化特別対策:経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ

電話:011-204-5331(直通)